

# 植物性食中毒に注意しましょう!!

平成26年に、愛知県内で有毒な植物による食中毒が2件、発生しました。

- 自宅付近の空き地に生えていたスノーフłek (別名:スズランスイセン) をニラと誤って食べた。
- 花壇に生えていたスイセンをニラと誤って食べた。

また、平成26年9月には、静岡県でイヌサフランをギョウジャニンニクと誤って食べた男性が死亡しました。



これから春に向け、山菜や野草等を収穫する際は気をつけてください。

- ・知らない植物は、食用にしないようにしましょう。
- ・野草を食べて体調が悪くなったら、すぐに医師の手当てを受けましょう。
- ・家庭菜園では、園芸用の植物と食用の植物を分けて植えるようにしましょう。

【生活衛生課】

## 平成27年4月「愛知県消費生活総合センター」を開設します!

愛知県では、複雑・多様化する消費者問題に対応し、県民の皆様への安全・安心な消費生活を専門的にサポートするため、「愛知県消費生活総合センター」を開設し、県の消費生活相談体制等の機能強化を図ります。

これに伴い、現在の県民生活プラザの名称を右のように変更することとなりました。

27年3月まで	27年4月～
中央県民生活プラザ	愛知県消費生活総合センター
上記以外の各県民生活プラザ	消費生活相談室

## \*暮らしのお役に立ちます\* 消費生活相談窓口のご案内

県		市町村	
*平成27年3月までの名称で掲載しています。4月以降は、上の欄に記載のとおりです。		*各市内に在住、在勤、在学の方を対象としています。	
■中央県民生活プラザ	☎ (052) 962-0999	●名古屋市消費生活センター	☎ (052) 222-9671
■尾張県民生活プラザ	☎ (0586) 71-0999	●豊橋市消費生活相談室	☎ (0532) 51-2305
■海部県民生活プラザ	☎ (0567) 24-9998	●岡崎市消費生活相談室	☎ (0564) 23-6459
■知多県民生活プラザ	☎ (0569) 23-3300	●一宮市消費生活相談窓口	☎ (0586) 71-2185
■西三河県民生活プラザ	☎ (0564) 27-0999	●春日井市市民活動推進課消費生活相談室	☎ (0568) 85-6616
■東三河県民生活プラザ	☎ (0532) 52-0999	●豊川市消費生活センター	☎ (0533) 89-2238
■新城設楽県民生活プラザ	☎ (0536) 23-8701	●豊田消費生活センター	☎ (0565) 33-0999
□豊田加茂県民生活プラザ	☎ (0565) 34-1700	●小牧市消費生活センター	☎ (0568) 76-1119
*豊田加茂の県の相談業務は、平成27年3月末をもって終了します。			

身近な相談窓口につながります。 ☎0570-064-370 (消費生活ホットライン)

東日本大震災被災地支援標語

私たち一人ひとりができることを  
一愛知県民は被災地の復興を支援しますー

発行/愛知県県民生活部県民生活課 ☎(052)954-6166  
〒460-8501名古屋市中区三の丸3-1-2

\*「あいち暮らしっく」は、愛知県金融広報委員会の助成金を活用し発行しています。